

危険な老朽空家等の

除却費用を助成します

北区老朽空家等除却支援事業

対象建築物

- ◆区の現地調査等により「空家等」であり、かつ「不良住宅」とであると判定されたもの

「空家等」…「空家特措法」に定める空家等をいい、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものが該当します。

「不良住宅」…「住宅地区改良法」に定める不良住宅をいい、構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものが該当します。

助成対象者

- ◆対象となる建築物の所有者等であること
- ◆住民税を滞納していないこと
- ◆空家特措法又は建築基準法に基づく命令を受けていないこと
- ◆暴力団関係者ではないこと
- ◆国や地方公共団体等から同種の助成を受けていないこと



除却



※解体後の用途は問いません

助成金額

- ◆建築物の除却に要した費用の2分の1（上限80万円）

注意事項（必ずお読みください）

<区の現地調査等について>

- ◆原則として外観の状況で判定を行うため立ち合いは不要ですが、建物内部の状況を確認してほしい場合は、立ち合いによる調査も可能です（事前にご相談ください。）。
- ◆令和3年度から判定の基準が変更となったため、過去に助成金の交付対象と判定された場合も再度、区の現地調査等が必要となる場合がございます。

<申請手続について>

- ◆承認申請の受付期間は、4月1日から10月31日（休日の場合は翌開庁日）まで、交付申請の受付期間は、助成対象承認を受けた日の属する年度の11月30日（休日の場合は翌開庁日）までです。
- ◆予算に限りがあるため、上記の期間よりも前に受付を終了する場合がございます。
- ◆助成金の承認前に解体工事を行うと助成対象となりません。

【申込み先/問合せ先】

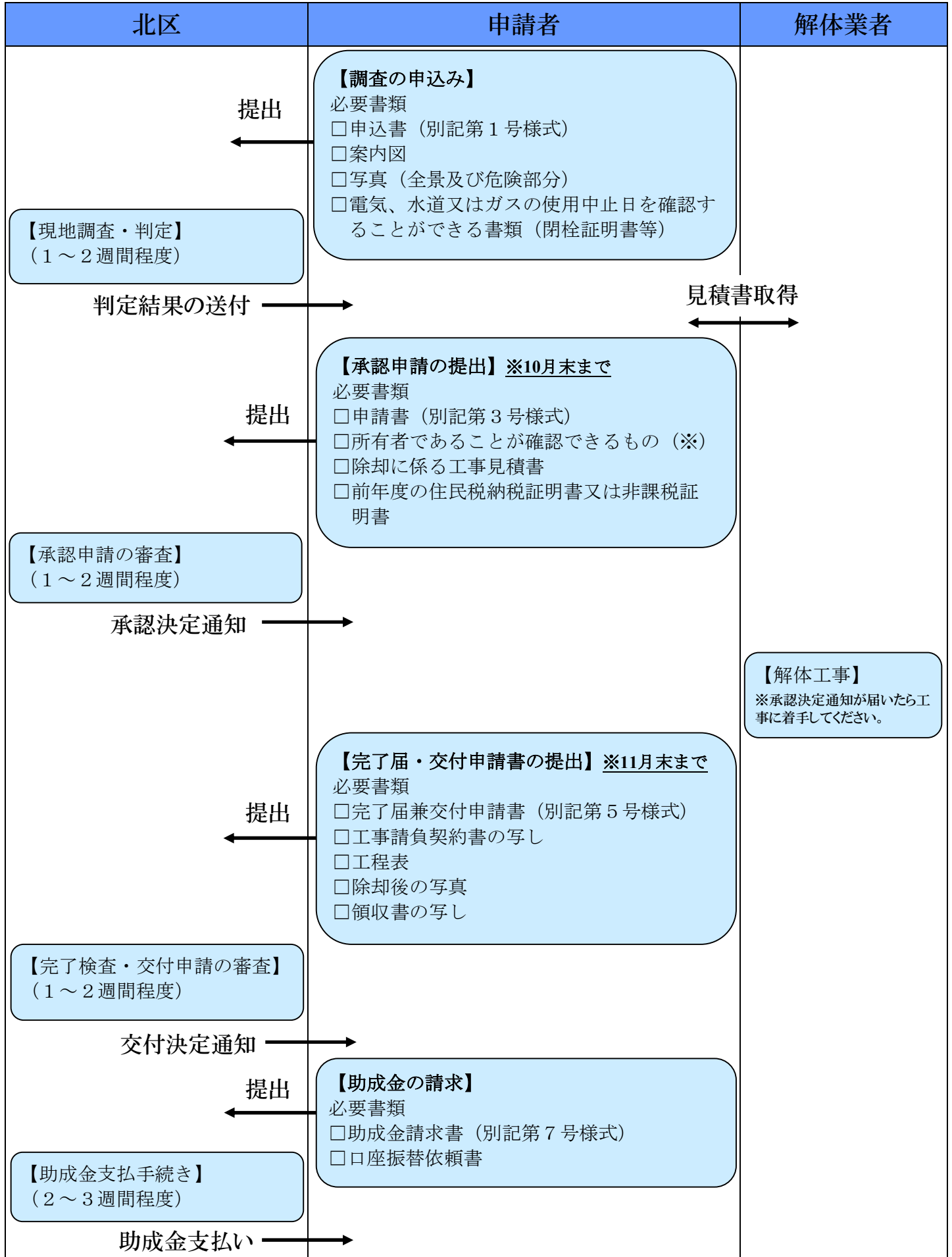
北区 都市整備部 住宅課 住宅政策係（第二庁舎3階⑨番）

住所：北区王子本町1-15-22 電話番号：3908-9201



City of Kita

助成金受領までの流れ



（※）建物登記、固定資産税課税明細書その他空家等の所有者を確認することができる書類（相続により空家等を取得した場合は、遺産分割協議書、住民票、戸籍謄本など）